

新型コロナウイルス感染症対策 喜多方市独自の経済対策事業

| 区分 | NO. | 事業名称 | 予算額（万円） | 備考 |
|--------|-----|-----------------------|---------|----|
| 事業者支援 | ① | 小規模事業者活動応援補助金 | 10,000 | |
| 事業者支援 | ② | 店舗等維持補助金 | 1,000 | |
| 商工業支援 | ③ | 感染拡大防止対策補助金 | 3,000 | |
| 雇用支援 | ④ | 雇用維持助成金 | 1,000 | |
| 雇用支援 | ⑤ | 求職支援補助金 | 4,050 | |
| 飲食業者支援 | ⑥ | 出前・テイクアウト支援事業 | 701.4 | |
| 飲食業者支援 | ⑦ | 飲食業利用促進支援サイト制作・管理事業 | 50 | |
| 商工業支援 | ⑧ | 新型コロナウイルス緊急影響調査 | 41.1 | |
| 金融支援 | ⑨ | 福島県緊急経済対策資金信用保証料補助事業 | 500 | |
| 金融支援 | ⑩ | 新型コロナウイルス対策特別資金利子補給事業 | 1,200 | |
| 金融支援 | ⑪ | 新型コロナウイルス対策マル経利子補給事業 | 300 | |

① 小規模事業者活動応援補助金

予算額 1億円

事業概要

【1 事業の目的】

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている市内飲食業、宿泊業、旅行業、観光業事業者に対し、雇用及び活動の維持を図るため、補助金を交付する。

【2 事業の内容】

- 対象者
新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた市内飲食業、宿泊業、旅行業、観光業事業者
- 補助金額
20万円(1回のみ)

【3 予算額】 1億円

事業イメージ

新型
コロナウイルス
感染拡大
市内飲食業、
宿泊業、観光
業事業者への
影響大



補助金(20万円)を交付

- 対象事業者 市内飲食業、宿泊業、旅行業、観光業
- 要件 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている事業所
- 補助額 1事業者 一律20万円
- 申請等 (期間) 令和2年5月～
(申請) 事業者から市へ申請(郵送を基本)
(支払) 請求後に速やかに指定口座に振込

② 店舗等維持補助金

予算額 1,000万円

事業概要

【1事業の目的】

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている市内飲食業、宿泊業、旅行業、観光業事業者に対し、雇用及び活動の維持を図るため、賃貸物件での営業活動を行う事業者に対し補助金を交付する。

【2事業の概要】

●対象者

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた市内飲食業、宿泊業、旅行業、観光業事業者のうち、賃貸物件での営業を行うことに伴い賃料の支払いがある事業者

●補助金額

10万円(1回のみ) ※要件 売上20%減少

●交付期間

令和2年5月～

【3 予算額】 1,000万円

事業イメージ



賃借物件への補助

- 対象事業者 市内飲食業、宿泊業、旅行業、観光業のうち賃貸物件での営業を行う事業者
- 要件 ・前年同期に比して20%以上減少
・賃料の支払いがある事業者
- 補助額 1事業者 10万円
- 申請等 (期間) 令和2年5月～7月
(申請) 事業者から市へ申請(郵送を基本)
※活動応援補助金と一緒に申請
(支払) 請求後に指定口座に振込

③ 感染拡大防止対策補助金

予算額 3,000万円

事業概要

【1 事業の目的】

新型コロナウイルスによる感染症の影響が懸念されるため、市内商工業者の経済活動による感染を予防する。
また、国全体の経済機能が回復するまでの事業活動の継続を支援する。

【2 事業の概要】

- (1) 対象
市内商工業者
・市内に本社、本店、支店又は事業所等を有すること。
- (2) 内容
市内商工業者が感染を防ぎ、事業を継続するための経費へ補助（3密、濃厚接触等避け、感染を予防する経費や、テレワークの導入、他業務への参入等で減収を防ぐ経費等
- (3) 補助率等 補助率 2/3以内 上限10万円

【3 予算額】 3,000万円

事業イメージ



正しい知識・必要な資材等



補助金

感染防止

商工業者

事業継続

新たな取組

売上維持



④ 雇用維持助成金

予算額 1,000万円

事業概要

【1 事業の目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により業況等が悪化し、事業活動の縮小を余儀なくされている中小企業の事業主が、一時的に雇用者の休業等を行い、雇用の維持を図るため、事業主が負担する休業手当、賃金等の負担額の一部を助成する国の特例措置による雇用調整助成金を活用した場合、事業者の負担分を助成する。

【2 支援の対象】

- 新型コロナウイルスの影響を受け、国の雇用調整助成金を利用した事業主
- 助成率: 中小企業1/10 上限50万円

【3 予算額】 1,000万円

事業イメージ

新型コロナの影響で業績5%低下した企業が対象!

雇用調整助成金の特例措置で
従業員の雇用を維持しよう!



＜国の雇用調整助成金特例措置＞

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
- 中小企業の助成率 4/5
解雇等を行わない場合 9/10
- 窓口 ハローワーク喜多方



特例措置を利用した事業者の負担分を市が補助
○助成率1/10 上限50万円

⑤ 求職支援補助金

予算額 4,050万円

事業概要

【1 事業の目的】

新型コロナウイルス感染の影響により、零細事業所の都合で休業となった従業員（雇用調整助成金の非該当者）や職を失った労働者を支援する。

【2 事業の内容】

●対象者

新型コロナウイルス感染の影響により、市内零細事業所（3人以下）の都合で休業となった従業員、職を失った労働者（※市民であること）

●補助金額

1人あたり上限9万円

●申請等

（期間） 令和2年5月～7月
（申請） 申請書、身分証明書の写し
（支払） 請求後に指定口座に振込

【3 予算額】 4,050万円

事業イメージ



＜対象者の要件＞

新型コロナウイルス感染の影響を受け、市内零細事業所の都合で

●職を失った労働者

- ・4月1日以降に職を失った方
- ・失業給付金を受給できない労働者
- ・市雇用相談センターへの登録者 など

●休業となった従業員

- ・雇用調整助成金の対象とならなかった方
- ・出勤日数が15日以上の方 など

⑥ 出前・テイクアウト支援事業

予算額 701万4千円

事業概要

【1事業の目的】

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業に重大な影響を受けた飲食業を支援する。

【2事業の概要】

- 出前やテイクアウトに対応できる飲食店を紹介するチラシを作成し、チラシには掲載されている飲食店で使える300円の利用券をつける。
- 飲食店は後日申請書に使用された利用券を添付して料金を申請する。
- 事業を会津喜多方商工会議所及びきたかた商工会に委託する。

【3 予算額】 701万4千円

事業イメージ



出前やテイクアウトに対応できる飲食店のチラシを作成。
チラシには掲載されている飲食店で使える300円の利用券をつける。
飲食店は後日申請書に使用された利用券を添付して料金を申請する。

⑦ 飲食業利用促進支援サイト制作・管理事業

予算額 50万円

事業概要

【1事業の目的】

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業に重大な影響を受けた飲食業を支援する。

【2事業の概要】

出前やテイクアウトに対応できる飲食店が掲載されたサイトを制作し、市民に対して積極的な利用を促す。

【3 予算額】 50万円

事業イメージ

ホームページ作成

飲食店を応援

食べてまちのお店を
応援しよう！



⑧ 新型コロナウイルス緊急影響調査

予算額 41万1千円

事業概要

【1事業の目的】

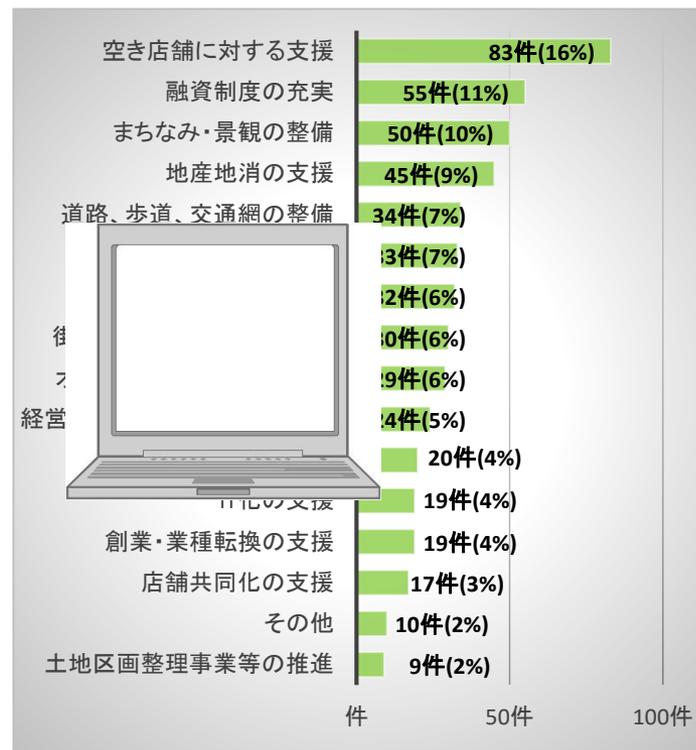
新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、市内事業所に及ぶ重大な影響を調査し、経済対策に反映する。

【2事業概要】

会津喜多方商工会議所、きたかた商工会、喜多方観光物産協会の会員等を中心に緊急影響調査を実施する。

【3 予算額】 41万1千円

事業イメージ



⑨ 福島県緊急経済対策資金 信用保証料補助事業 予算額 500万円

事業概要

【1事業の目的】

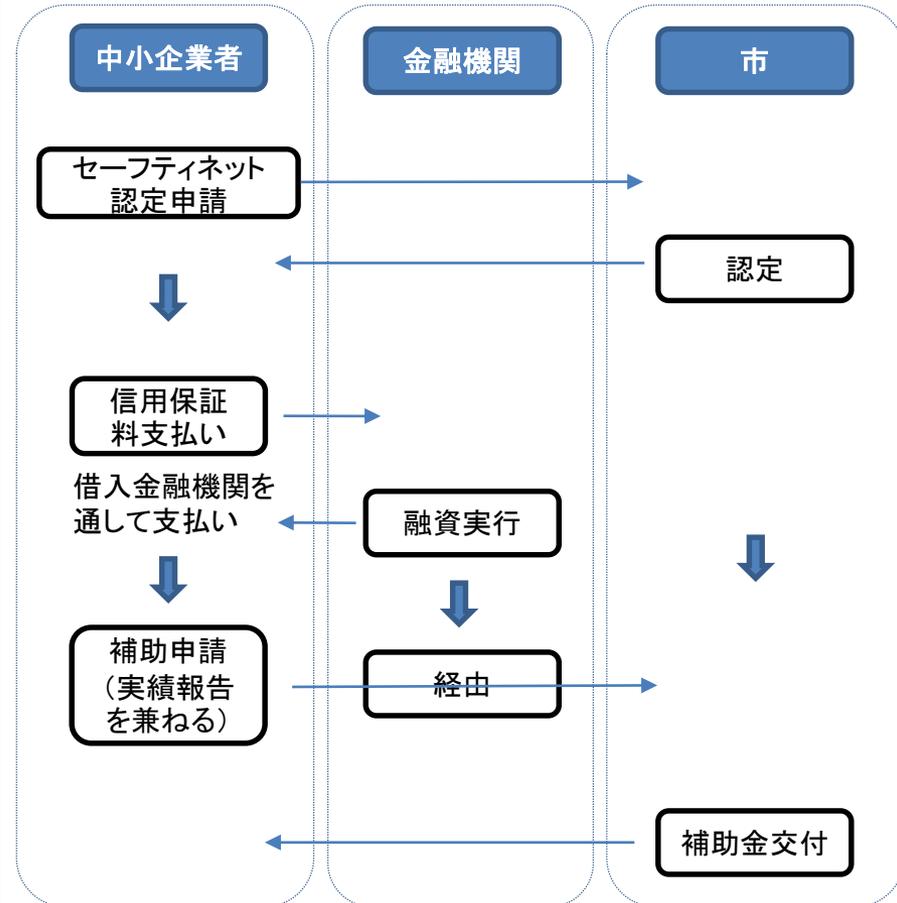
- ①福島県緊急経済対策資金「外的変化対応資金」利用時の補助率を2分の1から100%に引き上げる。
 - ②福島県緊急経済対策資金「新型コロナウイルス対策特別資金」利用時の補助率をその他の融資制度利用時の補助率と別に設けることで対象事業者を拡大する。
- 上記により、中小企業者の資金繰りを支援し、かつ借入に伴う金銭的負担を軽減する。

【2事業概要】

- ①
 - ・新型コロナウイルス感染症により、売上高等が減少した中小企業者のうち、「外的変化対応資金」を利用した中小企業者。
 - ・補助率100%、補助上限額100万円。
- ②
 - ・「新型コロナウイルス対策特別資金」利用時の補助率については、従来の運用では、平成23年度以降の補助累計額が100万円を超える事業所は補助対象外となるが、運用の変更により、補助対象者が拡大となる。

【3 予算額】 500万円

事業イメージ



セーフティネット認定：融資要件として売上減少等について、市の認定が必要となる。

⑩ 新型コロナウイルス対策特別資金 利子補給事業

予算額1, 200万円

事業概要

【1事業の目的】

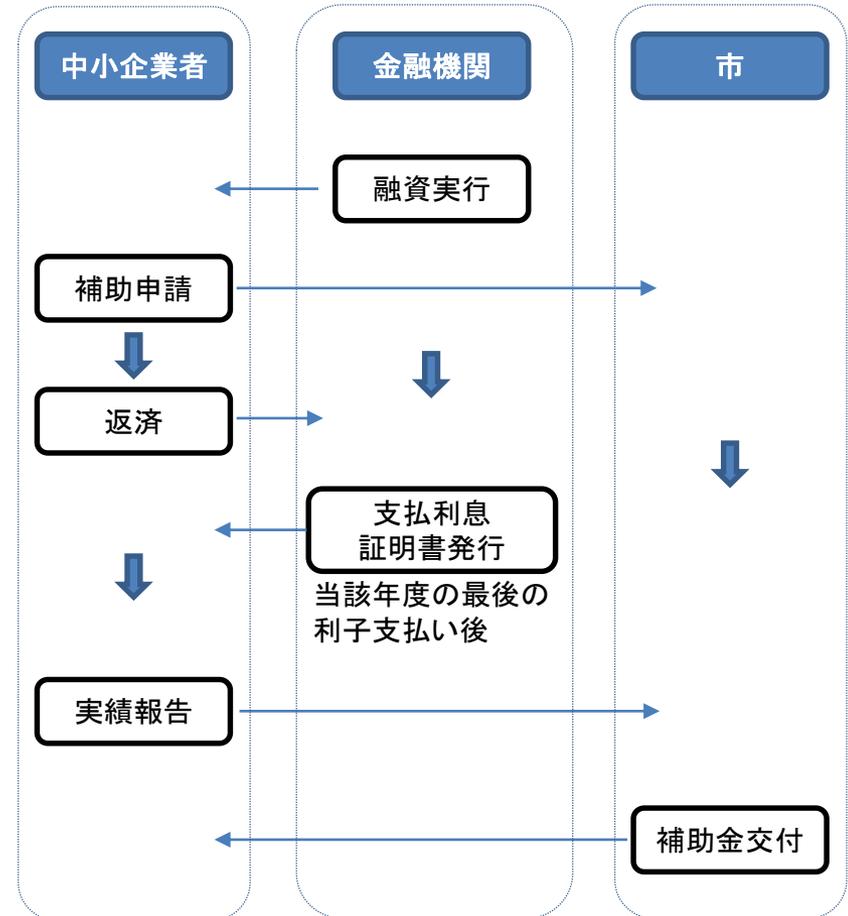
福島県緊急経済対策資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を利用した対象者に、支払利子のうち3年間分の利子を補助することにより、中小企業者の資金繰りを支援し、かつ借入に伴う金銭的負担を軽減する。

【2事業の概要】

福島県緊急経済対策資金「新型コロナウイルス対策特別資金」の利用に伴う利子を100%補給する。

【3 予算額】 1, 200万円

事業イメージ



⑪ 新型コロナウイルス対策マル経利子補給事業

予算額 300万円

事業概要

【1事業の目的】

日本政策金融公庫が実施する「新型コロナウイルス対策マル経融資(小規模事業者経営改善資金)」の利子を100%補給することで、新型コロナウイルスにより売上が減少した小規模事業者の負担軽減を図る。

【2事業概要】

「新型コロナウイルス対策マル経」利用に伴う利子を、商工会議所・商工会を通して市が100%補給する。

【3予算額】 300万円

事業イメージ

